

津野町奨学金返還支援補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、津野町補助金交付規則（平成17年津野町規則第36号）第21条の規定に基づき、津野町奨学金返還支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この補助金は、奨学金の貸与を受けて大学等で修学（退学等により卒業又は修了をしていない場合を含む）し、現に就業する者に対し、奨学金等の返還に要する費用を補助することにより、津野町における生活支援、若者の津野町への移住定住の促進、人材の確保を目的とする。

（定義）

第3条 この要綱における用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

（1）大学等 大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程をいう。

（2）正規雇用 次のア～エのいずれにも該当する雇用形態のことをいう。

ア 期間の定めのない労働契約を締結していること。

イ 派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第2号に定める「派遣労働者」をいう。）として雇用されていないこと。

ウ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであること（労働協約又は就業規則に規定する通常の労働者の所定労働時間が明確ではない場合、他の通常の労働者と比べて所定労働時間が同等であること）。

エ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇（正規雇用待遇）が適用されていること。

（3）居住 津野町の住民基本台帳に登録され、当該住所を生活の本拠としていること。

（補助対象者の要件）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号をいずれも満たす者とする。

（1）大学等を卒業後に本人による返還が必要な奨学金の貸与を在学中に受けていること。

（2）大学等を卒業している者で、初回申請年度の3月31日時点で35歳以下の者。

（3）初回申請年度以後6年間以上、就業かつ町内に居住する意思があること。

（4）申請年度の前年度において、津野町に居住かつ企業等に正規雇用で就職していること。

ただし、企業等については、高知県が実施するこうち奨学金返還支援事業の登録企業を

除く。

- (5) 初回申請年度に限り、第 10 条に該当する場合を除き、前年度中に町内から町外への異動がないこと。
- (6) 他の奨学金返還支援制度の支援を重複して受けていないこと。
- (7) 奨学金の返還及び奨学金に係る利息、延滞利子等の支払を延滞していないこと。
- (8) 津野町税等を滞納していないこと。
- (9) 津野町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 24 年津野町規則第 19 号）第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる者に該当しないこと。

（対象となる奨学金）

第 5 条 補助金の交付の対象となる奨学金は、次の各号に掲げる、大学等の修学のために貸与を受けた本人による返還が必要な奨学金とする。ただし、特定の職業への従事又は特定の地域での就業や定住等を要件とした返還免除の規定を有するものは対象外とする。

- (1) 津野町奨学金又は自治体が貸し付ける奨学金
- (2) 日本学生支援機構第 1 種奨学金（無利子）又は第 2 種奨学金（有利子）
- (3) 公益社団法人土佐育英協会の貸与型奨学金
- (4) 母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金）
- (5) 生活福祉資金（教育支援資金）

（補助金の額等）

第 6 条 補助金の額は、別表 1 に定めるとおりとする。

- 2 補助金の額は、1 年度当たり、申請年度の前年度中に返還（強制執行、担保権の実行等による返還を除く）を行った奨学金等の額の合計額または別表 1 の年間補助限度額いずれか低い方の額とし、予算の範囲内で交付する。
- 3 補助金の交付の対象となる期間は、奨学金の返還月から起算して、継続した 72 箇月の返還期間を上限とする。なお、年度途中から町内に居住した場合は、居住した月の次月分から起算する。
- 4 前年度途中で補助対象者の要件を欠いた者の補助金の額は、当該要件を欠いた月の前月分までの奨学金返還額により算定する。
- 5 他の奨学金返還支援制度の支援を受けていた期間がある場合、その期間及び支援金を補助金の返還期間の上限及び別表 1 の額から差し引くものとする。
- 6 育児や介護その他により休業を取得するときは、補助金の交付の対象となる期間に含むものとする。

（交付申請）

第 7 条 補助対象者、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第 1 号）に、

次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金貸与証明書又はこれに準ずるものの写し
- (2) 奨学金の貸与機関が発行する奨学金の返還額が確認できる書類
- (3) 企業等が発行する勤務証明書（様式第 2 号）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（交付決定）

第 8 条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは交付決定通知書（様式第 3 号）により、補助金の不交付を決定したときは不交付決定通知書（様式第 4 号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金交付）

第 9 条 前条の規定により交付決定した後、交付決定を受けた者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

（返還期間の中断）

第 10 条 初回の申請年度以降、企業等の事情により町外に居住することとなったときは、その事由が発生した月から返還期間を中断するものとする。なお、中断できる期間は 24 箇月までとし、24 箇月を超えたときは補助対象者の要件を喪失する。

2 中断期間中においても、毎年度、交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 企業等が発行する勤務証明書（様式第 2 号）
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、返還期間中断通知書（様式第 5 号）により、補助対象者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 11 条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その取消しに係る金額の返還を命じることができ、交付決定取消通知書（返還命令書）（様式第 6 号）により、補助対象者に通知するものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、町長が不適当と認めたとき。

(補助金廃止等)

第 12 条 高知県が実施するこうち奨学金返還支援事業が終了した場合、この要綱を廃止するものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

学校種別	年間補助限度額 (千円)	6年間の補助総額 の上限(千円)
修業年限3年以上の大学及 び専修学校専門課程	300	1,800
修業年限2年以内の大学 及び専修学校専門課程、高 等専門学校	150	900

※年間補助限度額には元金及び利息を含み、繰上償還に係る額は除く

※千円未満切捨て